

# 長野市景観計画（改定案）に対する意見等

資料 1 - 1

- 1 意見募集の目的 長野市景観計画（改定案）の作成にあたり、審議会・関係各課・学生から広く意見を求め、改定案に意見等を反映させるために実施
  
- 2 意見等の募集期間
  - ・長野市景観審議会 平成 29 年 12 月 26 日（火）
  - ・市役所関係各課 平成 30 年 1 月 16 日（火）～平成 30 年 1 月 25 日（木）
  - ・長野市都市計画審議会 平成 30 年 1 月 26 日（金）
  - ・長野県短期大学 平成 30 年 1 月 9 日（火）～平成 30 年 1 月 12 日（金）
  - ・信州大学工学部 平成 30 年 1 月 10 日（水）～平成 30 年 1 月 18 日（木）
  
- 3 募集方法
  - ・長野市景観審議会、長野市都市計画審議会 審議会会議での意見聞き取り
  - ・市役所関係各課 メール等により意見送付
  - ・長野県短期大学、信州大学工学部 アンケート用紙への記入による
  
- 4 その他
  - ・意見数は、重複した意見も含む
  - ・長野県短期大学、信州大学学生からの意見については、意見数が多いため、別表では代表的な意見のみを抽出

○ 意見聴取先と意見の種別件数

意見聴取先	総意見数	景観計画（改定案）に関するもの（83件）				景観計画（改定案）への肯定意見	その他の意見
		A 改定案を修正・追加する	B 改定案に盛り込まれており修正しない	C 改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする	D 改定案に反映しない		
長野市景観審議会	5	4	0	0	1	0	0
市役所関係各課	14	11	0	0	2	0	1
長野市都市計画審議会	9	4	2	1	0	0	2
長野県短期大学（45名）	205	15	4	5	14	105	62
信州大学工学部（24名）	52	2	4	11	3	13	19
合計	285	36	10	17	20	119	84

○ 計画内容別の件数

章 立 て	意 見 数
第1章 長野市の景観計画について	8件
第2章 景観計画が描く未来像	36件
第3章 景観を守りが育むための取り組み	14件
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	0件
第5章 景観重要公共施設の整備に関する方針	4件
第6章 行為の制限に関する事項	12件
資料	9件
合計	83件

## 長野市景観計画改定（改定案）に対する意見及び対応内容

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
1	H30.01.09 長野県短期大学	P 2	「長野市が守り育てていく景観」の所に図を入れたら一目で分かるようになると思う。	P 2「長野市が守り育てていく景観」に、それぞれの景観を象徴するような写真を各項目に挿入して、どういった景観か分かりやすくします。	A 改定案を修正・追加する
2	H30.01.19 信州大学工学部	P 2	第1章の「3 長野市が守り育てていく景観」で、雄大で緑あふれる自然環境、歴史的・文化的まちなみの長野を象徴する事柄は詳しく設定されているものの、都市空間や住環境の具体性に欠けるように思えた。	P 2「第1章 長野市景観計画について」の「3 長野市が守り育てていく景観」の「にぎわいあふれる都市空間」3行目を『～それらを取り巻く豊かな <b>自然景観が調和しており、自然環境と都市空間が間近に共存する独特な景観</b> を生み出しています。』 P 2「美しく、快適に過ごせる住環境」4行目以降を『 <b>また、郊外地や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいべき景観が広がっています。人々の暮らしは、安全で安心でなければなりません。共に支えあい、地域の特色を活かした営みが行われ、子どもからお年寄りまで、すべての世代が快適に過ごしていくためにも、美しい景観の住環境が必要です。</b> 』に変更します。	A 改定案を修正・追加する
3	H30.01.17 信州大学工学部	P 2	「コンベンションシティ」という単語はあまり一般的ではないと思うので言い換えた方がいいと感じた。幅広い方に理解しやすいような単語の選定は重要だと感じる。	「コンベンション」という単語は、長野市の関連計画でも使用されており、一般的に認知されている単語であると考えます。	D 改定案に反映しない
4	H30.01.16 市街地整備課	P 2	「長野市が守り育てていく景観」の「美しく、快適に過ごせる住環境」の本文「～稲田・徳間や神明広田、中氷鉋地区、三本柳地区や四季の杜など～」を、「～稲田南や檀田、中氷鉋、瀬原田一丁目、水沢上庭など～」(最近整備が終了した区画整理事業)に、公園緑地課などと調整し必要に応じて修正してほしい。	P 2「長野市が守り育てていく景観」の「美しく、快適に過ごせる住環境」本文1行目を『 <b>市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備された、稲田南や檀田、中氷鉋、瀬原田一丁目、三本柳、水沢上庭地区や四季の杜など～</b> 』に変更します。	A 改定案を修正・追加する
5	H29.12.26 景観審議会	P 4	「多くの人に選ばれる都市」という意味がよくわからない。	P 4「第2章景観計画が描く未来像」の「2 良好な景観がもたらす恩恵」本文2行目後半に、『 <b>～そしてそれは、新たな観光ニーズとして、あるいは移住先として多くの人に選ばれる都市につながっていくとともに、～</b> 』と追記します。	A 改定案を修正・追加する
6	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の本文は、はずです、なり得ますだと曖昧な感じがある。	P 4「第2章 景観計画が描く未来像」の「2 良好な景観がもたらす恩恵」の本文1行目を『～わたしたち <b>市民</b> に心地よい～』、本文2行目を『～魅力的な景観 <b>となります。</b> ～』、本文3行目『～守り育てていくこと自体も <b>市民</b> の誇り～』、本文5行目を『～かけがえのない <b>共有財産</b> です。わたしたちは～』に変更します。	A 改定案を修正・追加する
7	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の本文は、子供たちが心地よく暮らせるということを主張していると思う。しかし子供たち、また観光客が主体となっているように感じたので元々住んでいる全ての世代の方への配慮や、そのような言葉をいれたら更によくなると思う。		
8	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の図の矢印の意味が分からない。矢印は必要ないと思う。	P 4「第2章 景観計画が描く未来像」の「2 良好な景観がもたらす恩恵」のスパイラル図を下図のように変更します。	A 改定案を修正・追加する
9	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の図に矢印がたくさんあり、また方向も多方向に向かっているので、図の真ん中部分に目がいきづらくなる。		

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
10	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の図の中心の□で囲まれている部分がわかりづらい。「・」や「♪」を文頭に加えた方が読みやすいと思う。		
11	H30.01.09 長野県短期大学	P 4	「2 良好な景観がもたらす恩恵」の図は、自分たちが景観を守り育てていくことで、図の上下左右の恩恵がもたらされるという構図はわかるが、恩恵4つのつながりがわかりにくいと思う。言葉をもう少し短くしたらわかりやすくなると思う。	P 4「第2章 景観計画が描く未来像」の「2 良好な景観がもたらす恩恵」のスパイラル図に示している4つの市民等への恩恵は、景観が市民等にもたらす恩恵を説明するうえで重要なキーワードであるため、現状のままとします。	D 改定案に反映しない
12	H30.01.19 信州大学工学部	P 4 P 28、29	素々案を読んでみて、恩恵の項目で市民に対してのメリットがあまり感じられなかった。 景観を良くすることで心地よく暮らすことができるというのは市街地に住んでいる人のメリットであり、郊外や山地に住んでいる人々はこの恩恵を本当に受けることができるのか疑問であった。「ながの百景」の活用は市民の声が広く反映されるためよいと思った。 道路の整備等に関しては歴史的な景観を持った地区に関しては、調和という手法をとっており、美しい景観の形成につながると思ったが、やはりこれも市民だけでなく観光客に対して重点が与えられていると感じた。合併によって大きくなりすぎてしまった市の全域がどのように変化していくのかを期待したい。	郊外や山地の自然景観や歴史的文化的な景観を保全・育成していくことで、観光客が訪れることで市内外との交流が生まれ、経済的な恩恵を受けられると考えます。また、優れた自然景観を求めた市外からの移住も考えられることから、ながの百景などを活用した、本市の良好な景観を内外にPRすることは重要です。 歴史ある地域の景観と調和した道路の整備は、特色あるまちなみとして誘客が可能なことから、市民もより景観に配慮するようになり、良好な景観形成につながっていくと考えます。	その他の意見
13	H30.01.23 公園緑地課	P 5	「方針1」の「市街地」に「緑のネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)」や「生物多様性の確保」などの用語を入れてはどうか。	P 5「良好な景観形成に関する方針」の「方針1 豊かな緑を展開する」の市街地2行目の記載を、『～市街地や平野部では、街路樹や公園の秩序ある整備を進め、緑のネットワークを形成していきます。また～』と変更します。	A 改定案を修正・追加する
14	H30.01.23 森林整備課	P 5	「方針1 山地」の記載を「 <b>本市の面積の6割以上を占める森林は成熟しつつあり、木材資源としての活用が期待されています。また、豊かな森林は水土保全、二酸化炭素を吸収し酸素に変えるなど公的機能を発揮しているほか、景観を形成する大きな要素となっています。</b> ～」と変更してはどうか。	P 5「3 良好な景観形成に関する方針」の「方針1 豊かな緑を展開する」の「山地」1行目の記載を、提案のとおり変更します。	A 改定案を修正・追加する

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
15	H30.01.23 建築指導課	P 5	「方針1 市街地」の記載が、「緑が不足しがちな市街地や平野部では、街路樹や公園の整備を進め～」とあるが、開発行為により設置する比較的小規模な公園については、維持管理を担当する公園緑地課でも積極的に引き受けにくいので、「 <b>緑が不足しがちな市街地や平野部では、街路樹や公園の秩序ある整備を進め～</b> 」と変更してはどうか。	P 5「3 良好な景観形成に関する方針」の「方針1 豊かな緑を展開する」の「市街地」1行目の記載を、提案のとおり変更します。	A 改定案を修正・追加する
16	H30.01.23 河川課	P 5	「方針2」の中で、河川のうち、用水は土地改良区の管理となっているが最低通水量を冬期も確保し、市が責任を持って通水を行うと誤解を招く恐れがある。	P 5「3 良好な景観形成に関する方針」の「方針2 魅力ある水景観を創出する」の「市街地」3行目の記載を『 <b>また、清らかな水が流れ、生態系に配慮した水辺環境を構築していくようにします。</b> 』に変更します。	A 改定案を修正・追加する
17	H30.01.23 河川課	P 6	「三重公園」は水景観か。北八幡雨水調整池のことか。	P 6「3 良好な景観形成に関する方針」の「方針2 魅力ある水景観を創出する」の「特に重要な水景観」「三重公園」は、北八幡雨水調整池を含めた水景観として、三重公園と掲載したものです。	その他の意見
18	H30.01.26 都市計画審議会	P 8	「特に大事にしたい催事など」に、中心市街の祇園祭が入っていない。市で倉庫も作り毎年開催しているが、市として重要視していないということか。	P 8「方針5 にぎわいあふれる空間を創出する」の「特に大事にしたい催事など」に『～「びんずる」、 <b>善光寺の祇園祭、～</b> 』と追加します。	A 改定案を修正・追加する
19	H30.01.09 長野県短期大学	P 8	「方針5」の「特に大事にしたい催事」に、川中島古戦場の花火大会があってもいいのでは？	P 8「良好な景観形成に関する方針」の「方針5 にぎわいあふれる空間を演出する」の「特に大事にしたい催事など」に『 <b>川中島古戦場まつり</b> 』を追加します。	A 改定案を修正・追加する
20	H30.01.09 長野県短期大学	P5～8	「過ごしやすい町と落ち着いた雰囲気」を方針に入れてほしい。	P 8「良好な景観形成に関する方針」の「方針6 過ごしやすい住環境を想像する」の本文2行目後半を「～地形を活かし、 <b>過ごしやすい落ち着いた雰囲気のまちづくりを進めます。そして、緑と潤い～</b> 」と変更します。	A 改定案を修正・追加する
21	H30.01.26 都市計画審議会	P 10	P10「(8) 景観整備機構による支援」の本文では公益法人、注釈では一般社団法人と書かれているが整合はとれているのか。	P 10「(8) 景観整備機構による支援」本文2行目を、『 <b>一般社団法人など</b> 』に、注釈2行目後半を『 <b>一般社団法人もしくは一般財団法人、又はNPO法人</b> 』に修正します。	A 改定案を修正・追加する
22	H29.12.26 景観審議会	P 13	「特色ある景観形成を特に推進する地区」のうち、善光寺周辺地区について、明治初期に県庁などがおかれた長野村が、現在の長野市の礎になったことを記載すべき。	P 13「善光寺周辺地区」本文中8行目中ほどに『～ <b>また、明治初期、善光寺や現在の長門町・桜枝町などの周辺は長野村と呼ばれ、ここが長野町、長野市へと発展し、現在の市街地の礎となりました。長野村は明治4年に県庁が置かれ官公庁街としても栄え、今もところどころに当時の面影を残しています。</b> 』と追記します。	A 改定案を修正・追加する
23	H29.12.26 景観審議会	P 16	専門部会で、「特色ある景観形成を特に推進する地区」のうち、松代町の略地図に泉水路を落とすという案があったはずだが。	泉水路は、松代の中心街に細かく張り巡らされており、代表的なものをピックアップすることも難しく、略地図で紹介することは困難と判断します。	D 改定案に反映しない
24	H30.01.10 中条支所	P 21	「特色ある景観形成を特に推進する地区」のうち、中条御山里地区について、「特に虫倉山には、山の神信仰(山姥信仰)や竜蛇信仰(水神信仰)など、古代からの文化的景観が現在も山姥伝説として～」を、「～などがあり、古くから山姥伝説として～」と訂正してほしい。	P 21「中条御山里地区」本文5行目後半以降を『～ <b>文化的景観を有しています。特に虫倉山には、山の神信仰(山姥信仰)や竜蛇神信仰(水神信仰)などがあり、古くから山姥伝説として～</b> 』に変更します。	A 改定案を修正・追加する

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
25	H30.01.26 都市計画審議会	P24	<p>景観面では問題ないが、公共施設の建築にあたっては景観審議会デザイン専門部会に意見を求めるとある。デザインに凝りすぎると、利用者が使いにくくなる場合がある。</p> <p>利用者あつての景観である。障がい者目線の一文を入れてほしい。</p>	<p>デザイン専門部会の中には建築士もいますので、バリアフリーの関係も熟知しており、他の専門家も交えて多角的に検討をしていただいていると認識しています。</p> <p>利用者目線に立って、P24「ウ 景観に配慮した公共施設の整備等」本文3行目に『～<b>助言を求め、ユニバーサルデザインにも考慮した良好な景観形成に</b>～』と追加します。</p>	A 改定案を修正・追加する
26	H30.01.26 都市計画審議会	P24	<p>他の観光都市で景観に配慮して広告物を規制したことにより、既存広告を取り壊さなければならなくなったという報道を見た。</p> <p>中央通りを景観重要公共施設として加えた場合に、今まであった広告物を撤去しなければならないなど、個人の権利と公共の福祉とのバランスがあると思うが、その辺についてはどう考えているか。</p>	<p>広告物については、長野市屋外広告物条例で用途地域ごとに広告物の大きさなどを規制しています。今回、中央通りを景観重要公共施設に指定するのは、道路についてであり、広告物に直接影響するものではありません。中央通りの景観の在り方については、今後、地元と協議していく予定です。</p>	その他の意見
27	H30.01.26 都市計画審議会	P28	<p>長野駅を降りたところでは、善光寺門前という雰囲気は希薄であるが、中央通りは、善光寺への入り口・参道として長野を感じる場所である。</p> <p>参道にあたる部分は、市街地形成という観点から、何かしらの規制や地域への要望があってもいいのではないか。</p> <p>千石界限や末広界限は再開発が進んでいる。マンションなどの高層住宅やもんぜんぷら座の整備計画もある。方向性と整合性を取っておく必要がある。</p>	<p>善光寺から駅までの間は、今回の改定で景観重要公共施設に位置付けたいと思います。新田町交差点以北は、歩道を拡幅する形で整備を終えています。新田町以南は、歩行者がゆったりと歩けるというコンセプトを持ちながら、整備方針については4月以降地元住民等とふさわしい道づくりを協議していきます。</p> <p>景観計画は個別の事業を細かく書くものではなく、市の方針を示しているものです。</p>	その他の意見
28	H30.01.24 道路課	P29	<p>「景観重要公共施設」のうち、松代地区の道路について「松代西31号線」は石畳風の舗装がされているため、追加した方が良いのではないか。</p>	<p>当該道路は、松代城跡の史跡指定範囲に含まれています。今後、調査に基づき史跡指定範囲で城郭景観の復元が進められると予想されることから、当該道路については、景観重要公共施設への追加は見合わせます。</p>	D 改定案に反映しない
29	H30.01.19 信州大学工学部	P31	<p>第6章にある「景観基準形成」について、まちなみの連続性・色彩の統一などが記載されているが、長野市の歴史的な屋根形状や部材をもとに形態をいくつかのパターンに分け、見えるようにグループ化することで、建設に携わる人以外も景観について意識が高まるように思う。また、景観計画といえども、関わって景観を何百年も維持していくためには、市民の街に対する意識と協力が不可欠である。今ある行政の人たちの取り組みだけにとどまらず、長年にわたって基準を一般化していくためにも、区分を細分化し、具体的な屋根形態や窓など規制をかけることで、景観統一が図れると思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、良好な景観を長期的にわたり維持していくには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。</p> <p>しかし、景観形成基準で地域区分を細分化し、屋根や窓の形状について細かく規制をかけることは、画一的な景観が形成され、地域の景観特性を活かしたまちづくりが出来にくくなるほか、私有財産に大幅な制限をかけることにもなります。</p> <p>歴史的なまちなみなど、まちなみの連続性が求められる地区については、景観計画推進地区や景観地区の指定などを地域の皆さんとともに検討していくことにより、景観に関する意識の向上にもつながると考えます。</p>	D 改定案に反映しない
30	H30.01.17 長野県短期大学	P31～32	<p>あまり加えすぎるのはよくないが、抽象的な基準が多めなので数値化が可能な項目は低い水準でも数値で示した方が統一できるのではないか。(例：色彩に関して、数値化されている箇所もみられるので全部に対して数値で表記するのは不可能か)</p>	<p>P31～32の「景観形成基準」において定性的(抽象的)な基準が多い理由は、数値などにより定量的な基準を規定すると、画一的な景観が形成されてしまいます。すると地域の景観特性を活かしたまちづくりが出来にくくなるため、適正な制限を行う基準として定性的基準を多用しています。</p>	D 改定案に反映しない
31	H30.01.09 長野県短期大学	P31～32	<p>表外に「長野市緑を豊かにする条例」の簡単な説明があった方が分かりやすいかなと思った。</p>	<p>P31「景観形成基準」の注釈として『<b>長野市緑を豊かにする条例では、敷地面積1,000㎡以上の工場や事業所を新設する場合、工場では敷地面積の10%以上を緑地とし、空地面積の10%以上は樹木を植栽する。事業所では、空地面積の10%以上は樹木を植栽すると定めています。</b>』と追記します。</p>	A 改定案を修正・追加する

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
32	H29.12.26 景観審議会	P31～34	「景観形成基準」には「太陽光パネル」、届出対象行為には「太陽光発電パネル」と二種類の言い方をしている。どちらかに統一した方がよい。	「景観形成基準」の標記を『 <b>太陽光発電パネル</b> 』に統一します。	A 改定案を修正・追加する
33	H30.01.26 都市計画審議会	P31、32	太陽光発電パネルの技術は進歩しており、建築物の壁面に設置するものや、透明な素材でできているものも出てきている。そうしたものはどう規制するのか。	建築物に敷設する太陽光発電パネルは「景観形成基準」の中で、色彩の制限や周辺の外壁材などに調和するよう求めています。	B 改定案に盛り込まれており修正しない
34	H30.01.26 都市計画審議会	P31、32、34	近年、メガソーラーが問題化している。山の斜面の木を切り開いて太陽光発電パネルを設置するような行為に対応する基準も定める必要があるのではないかと。パネル面積 500 m <sup>2</sup> を超えるものは届出が必要とのことだが、それより小規模の太陽光発電パネルを小分けにして増設していった場合、届出対象になるのか。自然環境を守るため、踏み込んだ内容の計画を作してほしい。	景観計画では太陽光発電パネルを否定や規制をするのではなく、事業の中で景観に配慮していただく、景観誘導という形でしか対応できません。また、市の太陽光発電施設ガイドラインでは、森林法など関係する法令の順守を求め、複数の法令などにより誘導を行っています。 施設の増設については、再生エネルギー特別措置法の改正に伴い認定制度が見直され、隣接地に同一の設置事業者などが申請した場合は認定されないこととなったため、設置は困難と考えています。別の事業者などが設置する場合は、現行制度の中では仕方ないかと考えています。	B 改定案に盛り込まれており修正しない
35	H30.01.23 森林整備課	P43	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「森林整備保全重点地域」の記載を「～ <b>本市では鬼無里地区の全私有林が指定されています。</b> 」に変更してはどうか。	P43「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「森林整備保全重点地域」の本文文末を、提案のとおり変更します。	A 改定案を修正・追加する
36	H30.01.23 建築指導課	P43	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「開発許可の基準」に記載されている事項は、規制基準として定められておらず、許可制度によって規制することはできない。そのため、対外的に示すには無理があるので、「 <b>景観計画区域内において、景観計画に定める届出対象行為に該当する開発許可に当たっては、関係各課と調整を図り、良好な景観形成を目指します。</b> 」に修正してほしい。	P43「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「開発許可の基準」の本文全文を、提案のとおり修正します。	A 改定案を修正・追加する
37	H30.01.23 公園緑地課	P44	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」に「緑化重点地区」の指定について入れてはどうか。(H12 松代地区を指定)	P44「景観を守り育てるためのその他の取り組み」の中段に、『 <b>緑化重点地区【方針1】</b> 』として、『 <b>地域の特性に応じた緑豊かなまちづくりを推進するため、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を指定し、市民の緑化活動や民有地緑化に対する支援、都市公園の整備などの緑化事業を進めます。</b> 』と追加します。	A 改定案を修正・追加する
38	H30.01.23 森林整備課	P44	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「保安林」の記載を「 <b>森林の持つ公益的機能の保全・増進を目的に、指定地域の立木の伐採や土地の形質変更の制限、治山事業により整備等を行います。</b> 」に変更してはどうか。	P44「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「保安林」の本文全文を、提案のとおり変更します。	A 改定案を修正・追加する
39	H29.12.26 景観審議会	P45	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」に「空き家対策」がないのはおかしい。空き家は景観上の阻害要因になるので、担当課と検討して、関連事業に付け加えるべき。	<del>P45「景観を守り育てるためのその他の取り組み」に『空き家等対策 方針6』として、『保安面や環境・景観面への影響が大きい空き家等について、専門家団体との連携による利活用促進のほか、解体除去のための支援や跡地の活用により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図ることで、良好な景観形成を目指します。』と追加します。</del>	A 改定案を修正・追加する No.40 に修正意見あり

No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
40	H30.01.23 建築指導課	P45	「景観を守り育てるためのその他の取り組み」「空き家等対策」の記載を「 <b>保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空き家等の対策により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適正管理や利活用の促進により、移住、定住の促進やまちづくり活動の活性化を図ることで、良好な景観の形成を目指します。</b> 」に修正してほしい。	P45「景観を守り育てるためのその他の取り組み」中段に『 <b>空き家等対策【方針6】</b> 』として、提案のとおり記載します。	A 改定案を修正・追加する
41	H30.01.26 都市計画審議会	P45	住宅地に限らず、空き家や空き地は必ず増え、景観上の阻害要因となると思うが。	P45「景観を守り育てるためのその他の取り組み」中段に『 <b>空き家等対策【方針6】</b> 』『 <b>保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空き家等の対策により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適正管理や利活用の促進により、移住、定住の促進やまちづくり活動の活性化を図ることで、良好な景観の形成を目指します。</b> 』と記載します。	A 改定案を修正・追加する
42	H30.01.19 信州大学工学部	—	① 長野市を囲む自然（山など）との調和 ② 駅前などのビルや建物の多い空間にも緑を多く取り入れる。 ③ 住民と観光客の両方への配慮	① 「景観形成基準」により、周辺の山並みに調和した建築物の規模・意匠となるよう誘導を行います。 ② 「景観形成基準」により接道部を中心に緑化を誘導し、緑のネットワークの推進により市街地における緑化を図ります。 ③ 上記に加え、歴史的建築物等とも調和したまちなみを形成し、住民や訪れる人にも心地よい都市を目指していきます。	B 改定案に盛り込まれており修正しない
43	H30.01.19 信州大学工学部	—	植栽を設け、緑あふれる環境を目指すのはよいと感じた。千曲川や裾花川などのきれいな水資源があるのにもかかわらず、そこに触れる機会がないので、水路の復活や水辺をつくり親水空間があると良いと思う。	P5「良好な景観形成に関する方針」の「方針2 魅力ある水景観を創出する」により、親水型の河川や開放的な水辺環境の構築を目指すことで、豊富な水資源を活かした水景観を創出していきます。	B 改定案に盛り込まれており修正しない
44	H30.01.19 信州大学工学部	—	長野市はかつて用いられていた防災用水路が町中に多く張り巡らされていると思う。また、大きな河川も流れており、水路を再生し、河川をつなげることで市の掲げる「魅力ある水景観の創出」だけでなく、元々町に根付いた歴史の再生にもつながるのではないかと考える。特に、長野駅から善光寺周辺にかけての参道は、景観がまとまりつつあるようにみてとれるが、一本裏の道路に入ればその景観もなくなっているため、区域全体での基準統一に市民がもっと参加しやすいシステムをつくるべきである。 行政が基準として推進していくことも重要だが、一番は市民がそれをどう受け入れていくかだと考える。まちづくりとして、市民と行政が一体となって進められるとよりよいと感じる。	長野市景観計画では、「景観形成市民団体」制度を定めています。これは一定の地域において良好な景観形成を目的に、自主的なまちづくり活動を行う団体を認定する制度で、認定をされた市民団体は地区計画や景観協定など、地域の景観に関する合意形成に向け、市から技術的支援や活動費の補助を行うものです。 これにより市民と行政が連携してまちづくりを進められ、市民の皆さんも自分が住む地域の景観づくりに参加しやすいシステムを構築していると考えます。	B 改定案に盛り込まれており修正しない
45	H30.01.23 公園緑地課	—	アレチウリやオオキンケイギク等の外来植物にどう対応するのか記載してはどうか。	外来植物についての記載は、すべての外来植物が景観阻害要因になるとは考えにくいので、景観計画への記載はしないこととします。	D 改定案に反映しない



No	意見提出の状況	頁	ご意見	対応	対応状況
46	H30.01.26 都市計画審議会	—	戸隠の「重要伝統的建造物群保存地区」以外にも、埋もれている古いまちなみが残っているが、徐々に失われつつある。 皆に知られていない、地元住民だけが知っているような歴史的まちなみを掘り起こして指定や保全をするなどしてほしい。	各地区の方の意見を聴く中で、良好な歴史的まちなみ景観を残す地域があれば、特色ある景観形成を特に推進する地区や景観計画推進地区に追加できるか研究をしていきたいと考えます。	C 改定案の修正はしないが今後の検討・参考とする
47	H30.01.19 信州大学工学部	—	長野市の景観の維持に関して十分な内容が書かれていると思った。緑をどのようにして残していくのか、自然環境とにぎわいあふれる都市空間をどのように両立していくのかを書いてほしかった。	自然と都市空間との両立については、P5「良好な景観形成に関する方針」の「方針1 豊かな緑を展開する」に、『市街地における緑のネットワークの推進』を、関連事業に『緑化重点地区』について追記します。	A 改定案を修正・追加する